



島根県報

平成20年 5月16日 (金)
第 1,983 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
県営土地改良事業計画の変更(3件)	(農村整備課)	2
保安林の指定(7件)	(森林整備課)	3
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課)	6
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(")	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中小企業課)	6
国土調査の指定	(用地対策課)	7
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審査課)	7

公 告

平成20年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬事衛生課)	8
基本測量の実施	(用地対策課)	9

特定調達公告

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務委託及び自動車税の納税通知書等	(税務課)	9
封入封緘業務の委託に係る随意契約の相手方等		
島根県立中央病院における医療薬品類の購入に係る一般競争入札の落札者等	(病院局)	10

雑 報

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	(消防防災課)	11
-------------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第433号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成20年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
小谷 宏子	耳鼻咽喉科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年 4月28日
武田真紀子	耳鼻咽喉科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年 4月28日
大西 祥博	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町 1 - 2	平成20年 4月28日
縄田 信彦	眼科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町417	平成20年 4月28日
星野弘太郎	整形外科	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成20年 4月28日

島根県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、浜八島地区を受益地域とする用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年5月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

浜八島地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、浜八島地区を受益地域とする農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年5月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

浜八島地区農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、若宮地区を受益地域とする用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年5月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

若宮地区用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐930 - 7、2886 - 2、2886 - 5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐1887、1893

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市宇野町2162、2163、2164 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市温泉津町福光口246 - 1、口248 - 2、口248 - 4、口250 - 1、口251、口252、口316、口317

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市仁摩町大国477、4368

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町南講武字井ノ子563 - 1、565 - 2、573 - 2、574 - 1、593 - 1、1108 - 1、1109、1110 - 1、1110 - 2、1112 - 1、1113 - 1、字中山1124から1126まで、1128、1129 - 1、1130 - 2、字宮ノ前633、635、637 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町南講武字草田398、字小谷459、462、字廻ノ空1053、1054 - 2、1056、1057 - 1、1058 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第444号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成20年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

湖陵町加入区(漁業協同組合JFしまね)

島根県告示第445号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成16年島根県告示第486号による保険に付すべき義務は、平成20年4月29日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成20年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海士町加入区

島根県告示第446号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ安来店 安来市飯島町字藤木388番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の建物設置する者の代表者の氏名

(変更前) 大和リース株式会社

代表取締役 梶本 六夫

大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号

(変更後) 大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作

大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号

(4) 変更の年月日

平成20年 4 月 1 日

2 届出年月日

平成20年 5 月 1 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市産業振興部商工観光課 (安来市伯太町東母里580番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第447号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成20年 5 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成20年 5 月 6 日	出雲市	地合 地区	告示の日から平成20年 7 月31日まで

島根県告示第448号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があつた。

平成20年 5 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 年月日	指定番号	住所及び氏名	売りさばき 場 所	変 更 に 係 る 事 項			
				変 更 後		変 更 前	
				住 所 氏 名	売 り さ ば き 場 所	住 所 氏 名	売 り さ ば き 場 所
平成7年 10月13日	953	仁多郡奥出雲 町亀嵩997 仁多郡猟友会 事務局長 土屋 武雄	仁多郡奥出雲 町亀嵩997	仁多郡奥出雲 町亀嵩997 仁多郡猟友会 事務局長 土屋 武雄	仁多郡奥出雲 町亀嵩997	仁多郡奥出雲 町八川2045 - 1 仁多郡猟友会 事務局長 糸原 功	仁多郡奥出雲 町八川2045 - 1

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定により、平成20年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成20年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成20年8月5日（火）午前9時30分から午後0時10分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久八7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 中会議室（5階）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

住所地为管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690 - 0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成20年 5月26日(月)から同年 6月 6日(金)まで

なお、郵送の場合は、6月 6日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書(毒物及び劇物取締法施行細則(昭和51年島根県規則第51号)第12号様式によること。)正副2通

(2) 写真(出願前 6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦 5センチメートル、横 4センチメートルのもの)を、受験票(毒物劇物取扱者試験規程(昭和26年島根県告示第200号)第 2号様式によること。)にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの 1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

10 合格者の発表

平成20年 9月 2日(火)に島根県庁前及び各保健所の掲示板、島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(電話 0852 - 22 - 6529)にすること。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第 1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第 3項の規定により公告する。

平成20年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

2 作業期間

平成20年 6月12日から平成21年 2月27日まで

3 作業地域

島根県益田市

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成 7年島根県規則第83号)第 9条の規定により公示する。

平成20年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務委託及び自動車税の納税通知書等封入封緘業務

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 山陰支社長 三木 壯介
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
47,955,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年5月16日

島根県立中央病院 病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 医薬品名、規格及び予定数量
 - (1) ジェノトロピン5.3mg、5.33mg 1筒、1,090筒
 - (2) リュープリン注射用3.75、3.75mg 1瓶、1,055瓶
 - (3) ノルディトロピンノルディフレックス注10mg、10mg 1キット、495キット
 - (4) ペグイントロン皮下注用100 μ g、100 μ g 1瓶、1,315瓶
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局総務経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成20年3月25日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
 - (1) 上記1(1)の医薬品
㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市今市町南本町21-1、46,500円/筒
 - (2) 上記1(2)の医薬品
㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市今市町南本町21-1、44,400円/瓶
 - (3) 上記1(3)の医薬品
㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市今市町南本町21-1、97,800円/キット
 - (4) 上記1(4)の医薬品
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻苅町601-3、27,284円/瓶
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 特例公告を行った日
平成20年2月12日

雑 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成20年 5月16日

社団法人 全国火薬類保安協会会長 中 村 輝 夫

1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

2 試験日

平成20年 8月24日（日）

3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 信号えん管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬を含む。）製造方法 火薬類性能試験方法 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 一般火薬学

4 試験場所

松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331 - 3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市学園南 1丁目17 - 3 松江市消防本部内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045 - 8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664 - 25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町 6 - 39 （社）島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179 - 3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238 - 3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908 - 28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市中吉田町413 - 6 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会

鹿足郡津和野町後田イ58 - 1 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四, 34 - 1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市殿町 1 島根県庁舎内 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成20年 6月24日（火）から 7月 3日（木）まで

（郵送による場合は、7月 3日までの消印があるものに限り受け付ける。）

7 受験手数料

12,000円(所定の方法により納付すること。)

8 問い合わせ先

島根県火薬類保安協会連合会 松江市殿町1県庁7階(TEL 0852-22-7202)